		大友氏遺跡	
		平成十三年文部科学省告示第百二十八号、平成十四年文部科学省告示第四十三号、平成十四年文部科学省告示第二百九十六号、平成十五年文部科学省告示第二十七号、平成十九年文部科学省告示第百九十九号、平成二十年文部科学省告示第百二十六号、平成二十二年文部科学省告示第十三号、平成二十四年文部科学省告示第百四十四号及び平成二十四年文部科学省告示第十一号	
備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び阿蘇市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	大分県大分市上野丘西	三四八番六、三五七番一、三七七番一、三七八番、三七九番、三八一番一、三八二番、三八三番二、三八四番一、四〇三番三、四〇四番一、四〇四番二、四〇四番三、四〇四番四、四〇四番五、四〇四番一五番二	

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄			中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域		名称
おくのほそ道の風景地	平成二十六年文部科学省告示第三十一号	壺碑（つぼの石ぶみ）	一九番一、一九番三、一九番四		おくのほそ道の風景地
草加松原		宮城県多賀城市市川字坂下			草加松原
ガンマンガ淵（慈雲寺境内）		同　市川字城前	三二番、三三番		ガンマンガ淵（慈雲寺境内）
八幡宮（那須神社境内）		同　市川字田屋場	三七番一、三七番五、三八番一、三八番二、四〇番一、四二番一、四二番二、四二番七、四二番八、四二番九、四三番一、四三番二、四三番四、四三番五、四四番一、四四番二、四四番六、四四番七、四四番八、四八番一、四八番二、四八番六、四八番一一、四八番一二、四八番一三、五二番三、五二番六、五四番一、五四番二、五四番五		八幡宮（那須神社境内）
殺生石					殺生石
黒塚の岩屋					黒塚の岩屋
武隈の松					武隈の松

金鶏山		二七番一	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅹ座標系を基準とする地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四〇・九九メートル、Ｙ＝一四八九・五〇九メートル）、Ｐ一地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四四・六一五メートル、Ｙ＝一四八八一・五七三メートル）、Ｐ二地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四六・四六四メートル、Ｙ＝一四八一・一七七メートル）、Ｐ三地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四七・〇九七メートル、Ｙ＝一四八四・三四一メートル）、Ｐ四地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四六・五一七メートル、Ｙ＝一四八七・六三八メートル）、Ｐ五地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四七・九〇四メートル、Ｙ＝一四八八七・九〇四メートル）、Ｐ六地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇四九・〇六一メートル、Ｙ＝一四八八六・七六六メートル）、Ｐ七地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇五〇・八六六メートル、Ｙ＝一四八八六・六九八メートル）、Ｋ三地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇五八・一〇五メートル、Ｙ＝一四八八〇・五六八メートル）、Ｋ四地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六四・八五五メートル、Ｙ＝一四八七五・〇二五メートル）、Ｋ五地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六四・八一七メートル、Ｙ＝一四八七一・三六七メートル）、Ｋ六地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六三・八一九メートル、Ｙ＝一四八七〇〇・〇一メートル）、Ｋ七地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六二・六七七メートル、Ｙ＝一四八六九・二五八メートル）、Ｋ八地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六一・〇四一メートル、Ｙ＝一四八六八・四〇〇メートル）、Ｋ九地点（Ⅹ＝マイナス一九〇〇六一・二五二メートル、Ｙ＝一四八六七・六四五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。	右の地域に介在する道路敷を含む。	
浮島字田屋場					
興井					
宮城県多賀城市八幡二丁目					
末の松山					
宮城県多賀城市八幡二丁目					

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び多賀城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

壺碑（つぼの石ぶみ）			
籬が島			
興井			
末の松山			
金鶏山			
高館			
本合海			
象潟及び汐越			
親しらず			
有磯海（女岩）			
那谷寺境内（奇石）			
大垣船町			
川湊			